

開校式を前に通学路を清掃

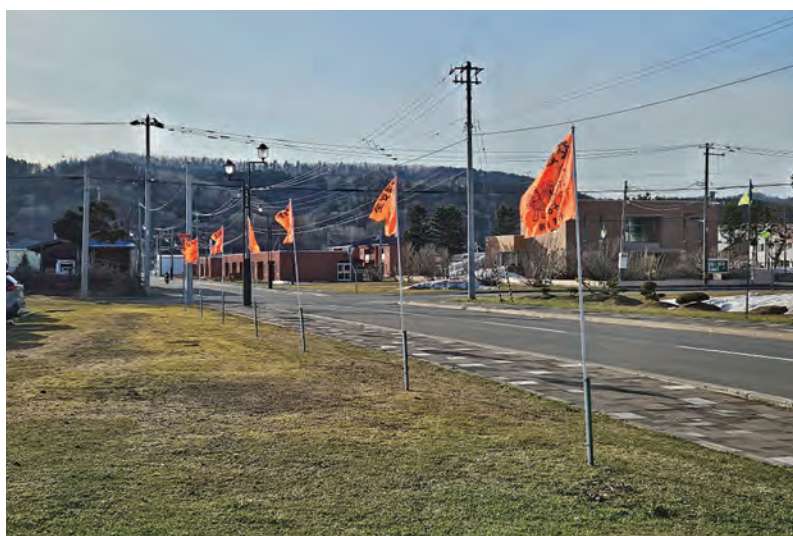


- ・4月6日、「義務教育学校中頓別学園」の開校を控え、学校周辺の歩道や車道で清掃活動が行われました。この活動には新施設建設工事を請負っている荒井・細谷JV職員や現場の職人さんを含む約20名が参加しました。
- ・所長の古田さん（荒井建設）は「児童・生徒の皆さんが気持ちよく通学できるよう、環境整備に努めました」と話しており、工事の合間を利用して、通学路をきれいにする取り組みが行われました。
- ・新施設の完成予定は来年3月。工事は現在、順調に進められています。地域の未来を担う子どもたちが安心して通える環境づくりに、熱い思いが込められています。

交通安全旗が設置されました！

丹羽建設の皆様が、こども園周辺に交通安全の旗を設置してくれました。

皆さんで交通安全の意識を高めていきましょう。



町内全域「光回線」サービス利用のお知らせ

令和4年5月から町内全域で、光ブロードバンドサービスの提供が開始されています。光ブロードバンドサービスを利用することで、安定したインターネット通信の利用やテレワークなどさまざまな用途での活用が期待できます。

利用を希望される方は、それぞれご自身で通信事業者にお申し込みください。

フレッツ光に関するお問い合わせ・お申込み NTT東日本 0120-116-116

■受付時間 平日9:00~17:00（年末年始〔12月29日~1月3日〕を除く）

※光コラボレーション事業者については、携帯電話会社などの販売店や家電量販店にお問い合わせください。



国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

マイナポータルからスマホで 国民年金手続の電子申請ができます

対象手続

- 1 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出**
お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
- 2 国民年金保険料免除・納付猶予の申請**
経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
- 3 国民年金保険料学生納付特例の申請**
学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
- 4 国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出**
将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
- 5 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出**
農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
- 6 国民年金保険料の産前産後免除の届出**
出産予定または出産した場合等に、産前産後期間の保険料が免除となる手続で、免除された期間は保険料を納付したのものとして年金額に反映します。
- 7 口座振替納付に関する手続**
口座振替による国民年金保険料を納付するための手続



電子申請（マイナポータル）のメリット

- メリット1** スマートフォンで簡単に申請できます！
- メリット2** 24時間365日、申請できます！
- メリット3** 届出する際の移動時間や待ち時間がありません！



電子申請の利用方法等については、
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

マイナポータルとねんきんネットがつながるともっと便利！

ぜひご利用
ください！

■マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせ
が届き、**かんたん**に電子申請できます

学生納付特例 の更新	翌年度以降も在学予定の方へ お知らせを送付
免除・納付猶予 の案内	翌年度以降も在学予定の方へ お知らせを送付

必要最小限の入力で
電子申請が可能に！

- 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を
確認できます
- 最新の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などもできます

「ねんきんネット」マスコットキャラクター
ねんきん太郎



マイナポータルと
ねんきんネットを
つなげる手続は簡単！
詳しくは、「ねんきんネット」で検索！

スマホの方は
こちらから
https://www.nenkin.go.jp/n_net/



詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-33-7011)
または日本年金機構ホームページをご覧ください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

保険料率が 変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

医療分

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

令和6・7年度
(年間)
52,953円



令和8・9年度

(年間) **59,963円** (7,010円増)

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和6・7年度
(年間)
11.79%



令和8・9年度

(年間) **11.61%** (0.18ポイント減)

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和6・7年度
(年間)
80万円



令和8・9年度

(年間) **85万円** (5万円増)

子ども分

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

令和8年度

(年間) **1,364円**

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和8年度

(年間) **0.28%**

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和8年度

(年間) **2万1千円**



<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料率に関する制度改正があります

【令和8年度からの制度改正の内容】

- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。
- 子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>

令和8年度の保険料額は、後日個別にお知らせします。

お問い合わせ 保健福祉課福祉グループ (01634-6-1995)